

平成21年経済センサス第2次試験調査実施計画（案）

1 調査の目的

我が国の包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることを目的として、平成21年経済センサス（仮称）を実施することとしている。

平成21年経済センサス（仮称）第2次試験調査は、これまでの検討状況及び第1次試験調査の結果を踏まえ、調査方法、調査関係書類の設計について実地に検証するとともに、地方公共団体における調査の実施体制及び調査方法の習熟に資することを目的に実施するものである。

2 検討事項

- (1) 事業所概念の企業への適切な説明方法
- (2) 調査関係書類等の設計及び内容
- (3) 調査の各段階における事務処理期間

3 調査の期日

調査は、平成20年7月1日現在によって行う。

4 調査の範囲

- (1) 調査員による調査

ア 調査の地域

県庁所在市及び県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区を含む）の合計51市区（以下「市区」という。）とする。

イ 調査の対象

上記アの地域のうち、総務省が指定した調査区内に所在する会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所（以下「企業・団体」という。）並びにこれらに属する傘下事業所のほか、外国の会社及び法人でない団体の事業所とする。

なお、総務省が指定する調査区数及び調査対象企業・団体数は、下表のとおりである。

- (2) 市区による調査、都道府県による調査及び総務省による調査

総務省が指定した企業・団体並びにこれらに属する事業所とする。

なお、総務省が指定する調査対象企業・団体数は、下表のとおりである。

総務省が指定する調査区数及び調査対象企業・団体数

区 分	調査区数	調査対象 企業・団体数	備 考
調査員による調査	102	7,140	傘下事業所数（注）が10未満の企業・団体及び外国の会社及び法人でない団体の事業所（1調査区当たり約70企業・団体等）
市区による調査		510	傘下事業所数（注）が10以上30未満の企業・団体（全市区一律10企業）
都道府県による調査		437	傘下事業所数（注）が30以上100未満の企業・団体（原則として全都道府県10企業・団体とするが、都道府県内に所在する該当企業・団体数が10に満たない場合は全数とする）
総務省による調査		50	傘下事業所数（注）が100以上の企業・団体
合 計		8,137	

（注） 傘下事業所数は、平成18年事業所・企業統計調査の結果による。

5 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査は、調査票 A、調査票 B 及び本社等確認票の 3 種類の調査票により実施する。

(2) 調査事項

調査票 A、調査票 B 及び本社等確認票により、下表に掲げる事項を調査する。

また、下表に掲げる調査事項のうち、調査票 A の「名称及び電話番号」、「所在地」及び「事業所の事業の種類」については、平成18年事業所・企業統計調査結果等をプレプリントする。

調査票の種類別調査事項

調 査 事 項		調査票 A	調査票 B	本社等 確認票	備 考
事業所に関する事項	名称及び電話番号	○	○		
	所在地	○	○		
	開設時期	○	○		
	従業者数	○	○		
	事業の種類	○	○		
	業態	○	○		
	名称及び電話番号			○	新 設 の 支 所・支社・ 支店が対象
	所在地			○	
	本所・本社・本店の名称及び 電話番号			○	
	本所・本社・本店の所在地			○	
企業・団体等に関する事項	経営組織	○			
	資本金等の額	○			
	外国資本比率	○			
	決算月	○			
	持株会社か否か	○			
	親会社の有無等	○			
	親会社の名称及び連絡先	○			
	子会社の有無等	○			
	法人全体の常用雇用者数	○			
	法人全体の主な事業の種類	○			
	傘下事業所の有無等	○			

6 調査の方法

調査は、会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所（以下「企業・団体」という。）については企業・団体を調査の単位とし、また、外国の会社及び法人でない団体については事業所を調査の単位とし、次の 4 種類の方法で行う。

ア 調査員による調査

上記 4 の (1) に掲げる調査区を担当する調査員が、担当調査区内に所在する企業・団体等（傘下事業所数10以上の法人の本所を除く）及び新設の企業・団体等に対して調査票を配布し、記入済みの調査票を取集することにより行う。

なお、配布する調査票の種類は、企業・団体等（外国の会社を除く）の単独事業所には調査票Aを、企業・団体等（外国の会社を除く）の本所・本社・本店には調査票Aと調査票Bを、外国の会社には調査票Aのみを、支所・支社・支店のうち新設事業所（外国の会社を除く）には本社等確認票を配布する（下表参照）。

配布する調査票の種類

経営組織 本所・支所の別		個人経営	会社 〔外国の会社 を除く〕	外国の 会社	会社以外 の法人	法人で ない団体
単独事業所		A	A		A	A
本所・本社・本店		A+B	A+B		A+B	A
支所・支社・支店						
	存続事業所	—	—	A	—	A
	新設事業所	確認票	確認票	A	確認票	A

※ 会社とは、「株式会社(有限会社を含む)」、「合名会社・合資会社」、「合同会社」及び「相互会社」をいう。

イ 市区による調査

総務省が指定した企業・団体に対し、市区が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票については、調査対象の希望に応じて電子媒体による調査票やインターネットを利用して回答することができる。

ウ 都道府県による調査

総務省が指定した企業・団体に対し、都道府県が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票については、調査対象の希望に応じて電子媒体による調査票やインターネットを利用して回答することができる。

エ 総務省による調査

総務省が指定した企業・団体に対し、総務省統計局が調査票の提出方法を確認の上、調査票A及び調査票Bを直接郵送等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

なお、調査票については、調査対象の希望に応じて電子媒体による調査票やインターネットを利用して回答することができる。

7 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

ア 調査員による調査

総務省—都道府県—市区—調査員—企業・団体等

イ 市区による調査

総務省—都道府県—市区—企業・団体

ウ 都道府県による調査

総務省—都道府県—企業・団体

エ 総務省による調査

総務省—企業・団体

8 主要事務

都道府県、市区及び調査員は、それぞれ主に以下の事務を行う。

ア 都道府県

- ・ 市区事務打合せ会の開催
- ・ 調査の事務日程の作成
- ・ 企業・団体に対する協力要請
- ・ 調査員の任命及び調査員証の発行
- ・ 企業・団体に対する調査
- ・ 調査の実施状況の把握
- ・ 調査関係書類の審査（ＰＣによるチェックリスト審査を含む）・整理
- ・ 調査関係者記録表の作成
- ・ 市区事後報告会の開催 等

イ 市区

- ・ 調査の事務日程の作成
- ・ 企業・団体に対する協力要請
- ・ 調査員の選考・推薦
- ・ 調査員証の交付
- ・ 調査員事務打合せ会の開催
- ・ 調査員に対する実地指導
- ・ 企業・団体に対する調査
- ・ 調査関係書類の審査・整理
- ・ 調査関係者記録表の作成
- ・ 調査員報告会の開催
- ・ 調査員報酬の交付 等

ウ 調査員

- ・ 担当調査区の確認
- ・ 調査区内事業所名簿の補正
- ・ 企業・団体等への調査票の配布・収集
- ・ 調査票の検査及び調査員記録表の作成 等

9 主な日程

- ・ 都道府県事務打合せ会 …………… 平成20年 5 月上旬
- ・ 市区事務打合せ会 …………… 5 月中旬
- ・ 試験調査への協力依頼及び調査方法の確認等 …………… 5 月下旬～6 月上旬
(市区、都道府県及び総務省による調査対象企業・団体)
- ・ 調査員調査対象企業・団体等に対する依頼状の送付 …………… 6 月中旬
- ・ 調査員事務打合せ会 …………… 6 月中旬
- ・ 調査期間（市区、都道府県及び総務省による調査） …………… 6 月17日～7 月28日
- ・ 調査期間（調査員による調査） …………… 6 月24日～7 月14日
- ・ 調査員報告会 …………… 7 月下旬
- ・ 調査関係書類の提出 …………… 8 月下旬
- ・ 市区事後報告会 …………… 8 月下旬
- ・ 都道府県事後報告会・データチェック説明会 …………… 8 月下旬

10 調査関係書類の提出

- (1) 市区は、調査票その他の試験調査関係書類を都道府県が別に定める期日までに都道府県へ提出する。
- (2) 都道府県は、調査票その他の試験調査関係書類を総務省統計局が別に定める期日までに総務省統計局へ提出する。

11 試験調査実施状況の記録表作成及び結果の報告

- (1) 調査員は、調査状況、事業所の協力状況等について、調査員記録表を作成する。
- (2) 都道府県及び実施市区の職員は、調査期間中、可能な限り各調査員に随行し、調査票の配布・取集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。
- (3) 市区は、調査終了後、調査員報告会を開催し、調査員から意見・感想を聴取する。
- (4) 都道府県は、調査終了後、市区事後報告会を開催し、市区から意見・感想を聴取する。
- (5) 総務省は、都道府県事後報告会を開催し、都道府県から調査の実施状況等について報告を求める。

12 その他

この調査は、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく統計報告の徴集として実施する。